

議案第 19 号

箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

箱根町の廃棄物の減量化、資源化並びに適正な処理のさらなる推進及び受益者負担の適正化を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する
条例の一部を改正する条例

箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 6 年箱根町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（廃棄物減量等推進審議会）

第 3 条の 2 町は、法第 5 条の 7 の規定に基づき、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項を審議するため、箱根町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

- 2 審議会は、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項について、町長の諮問に応じ調査審議する。
- 3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者、町民、関係団体の代表者等のうちから町長が必要の都度任命する。

第 15 条中「処理しなければ」を「運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければ」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 事業者は、次に掲げる場合に限り、一般廃棄物処理計画に基づき、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分について町に依頼することができる。
 - (1) 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物の収集、運搬及び処分に支障がないと認められる場合
 - (2) その他町長がやむを得ない事情があると認める場合
- 3 前項の場合において、町長は、事業者に対し、収集、運搬及び処分を依頼する事業系一般廃棄物の排出量の届出その他必要な措置を講ずるよう指示することができる。

第 20 条を次のように改める。

第 20 条 削除

別表を次のように改める。

別表（第 25 条関係）

し尿	(1) 定額料金			
	世帯区分	1箇月くみ取り回数	世帯割額 人員割額	
	1人～3人	1回	月額 200円 1人につき	
	4人～7人	1回	月額 200円	月額 200円
		2回	月額 400円	
8人～10人	1回	月額 200円		
	2回	月額 400円		
	3回	月額 600円		
	(2) 超過料金 定額料金を適用する世帯で1箇月くみ取り回数を超えてくみ取りを申し込んだとき。		1回につき 600円	
	(3) 従量料金 普通世帯以外の世帯又は定額料金によることが不相当と認められるもの		36リットルにつき 250円	
	(4) 臨時従量料金 定額料金以外のもののうち、仮設による臨時のくみ取りを申し込んだとき。		36リットルにつき 500円	
上記以外 の一般 廃棄物	一般家庭 から排出 されるもの	(1) 持込料金 法第8条第1項に定める町のし尿処理施設を除く一般廃棄物処理施設（以下「一般廃棄物処理施設」という。）に持ち込まれたものを処分するとき。	1キログラムにつき 18円	

	<p>(2) 粗大料金</p> <p>ア 一般家庭から排出される粗大ごみを戸別に町が収集、運搬するとき。</p> <p>イ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に定める特定家庭用機器（同法第9条の規定によるものを除く。）で、町が環境センターから同法第17条に定める指定引取場所に運搬するとき。ただし、同法第19条の料金の支払いのされたものに限る。</p>	<p>1 個、1 束又は 1 セットにつき 500 円</p> <p>1 個、1 セットにつき 1,500 円</p>
事業活動に伴って排出されるもの	<p>(1) 持込料金 一般廃棄物処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。</p> <p>(2) 指定袋料金 町長が指定する袋に収納して一般廃棄物処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。</p>	<p>1 キログラムにつき 18 円</p> <p>45 リットル袋 1 枚につき 162 円</p> <p>70 リットル袋 1 枚につき 252 円</p> <p>90 リットル袋 1 枚につき 324 円</p>

	(3) 特定料金 町が 収集、運搬し、一般 廃棄物処理施設で処 分するとき。(条例第 15条第2項第1号に 規定する場合を除 く)	1キログラムにつき 33円
--	---	---------------

備考

一般廃棄物の処理手数料を算出する基礎となる数量が10キログラム未満のとき又はその数量に10キログラム未満の端数があるときは、その数量を切り上げて10キログラムとして計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定に関わらず、施行の日から平成30年3月31日までの間、別表上記以外の一般廃棄物の部一般家庭から排出されるものの項中「18円」とあるのは「10円」と読み替えて適用し、同部事業活動に伴って排出されるものの項中「18円」とあるのは「10円」と、「162円」とあるのは「90円」と、「252円」とあるのは「140円」と、「324円」とあるのは「180円」と、「33円」とあるのは「25円」と読み替えて適用する。

(箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年箱根町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中第38号を第39号とし、第37号を第38号とし、第36号の次に次の1号を加える。

(37) 箱根町廃棄物減量等推進審議会

第3条中第1項ただし書中「第38号」を「第39号」に改め、同条第2項中「第37号」を「第38号」に改める。

別表中箱根町子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

箱根町廃棄物減量等 推進審議会	会長の職にある者	同 10,000 円
	委員	同 8,000 円